

# 令和２年度県民芸術劇場 (一般公演) 実施要綱

## 1 趣旨

県内各地の公立文化施設において、優れた舞台芸術を鑑賞する機会、並びに芸術団体等による実演指導、ワークショップやこれらの団体等との共演など、優れた舞台芸術に身近に参加・体験できる機会を提供することにより、県民のこころの豊かさを育むとともに、県内の芸術家、芸術団体、公立文化施設等と協力して、施設の規模に応じた公演を企画し、県内の芸術団体等の育成、公立文化施設の活性化並びに県民文化の高揚を図るため「県民芸術劇場（一般公演）」を実施する。

## 2 事業名

この事業の名称は、「県民芸術劇場（一般公演）」とする。

## 3 主催

主催者は、公益財団法人 兵庫県芸術文化協会（以下「協会」という。）及び地元主催者とする。

地元主催者は、開催市町、開催市町教育委員会、開催市町文化振興財団、指定管理者等とし、必要に応じてその他の主催者を加えることができる。

事業の実施にあたっては、事業の趣旨、内容に鑑みて、兵庫県及び兵庫県教育委員会と共催するものとし、指定管理者が地元主催者となる場合は、開催市町または開催市町教育委員会と共催するものとする。

## 4 後援

地元主催者は、必要に応じて新聞社等関係団体を後援者とすることができる。

## 5 事業内容

### (1) 鑑賞者

一般県民を対象とする。

### (2) 開催時期

通年

### (3) 会場

市民会館、町民会館、文化ホール等の公立文化施設その他適当な施設とする。

### (4) 種目

オペラ、バレエ、モダンダンス、ミュージカル、オーケストラ、室内楽、声楽、器楽、新劇、邦楽・邦舞、能・狂言、人形浄瑠璃、寄席芸能等の舞台芸術とする。

### (5) 公演団体

協会が提示した登録団体の中から、地元主催者と協議して決定する。

### (6) 演目等

協会が地元主催者及び公演団体と協議のうえ日時・場所・演目等を決定する。なお、演目の決定にあたっては、参加体験の要素を勘案する。

### (7) 入場料

原則として有料とし、地元主催者が収入するものとする。

### (8) 公演数

予算の範囲内で決定する。

## 6 事務の分担

### (1) 協会

公演団体の派遣に関する事務を行う。

### (2) 地元主催者

協会の事務以外の公演に関するすべての事務を行う。

## 7 経費

### (1) 協会の支出額（県からの全額補助）

協会は、出演料（源泉所得税額及び消費税額を含む。以下同じ。）の1/2（円未満切捨）を支出する。上限額は、100万円に公演時の消費税率に応じた消費税額を加えた額とする。

### (2) 地元主催者の支出額

地元主催者は、出演料の残額とその他の公演経費及びそれらに付随する消費税額を支出する。

## 8 実施手続

(1) 公演を希望する地元主催者は、別に定める期日までに、別紙「県民芸術劇場（一般公演）実施申請書」（様式1）を協会に提出する。

(2) 協会は前項により提出された書類を審査し、実施の可否及び協会支出予定金額を決定し、地元主催者に通知する。

(3) 協会は前項について公演団体に通知する。

(4) 地元主催者は、公演の実施について公演団体と契約を締結する。

(5) 地元主催者は、公演終了後2週間以内に別紙「県民芸術劇場（一般公演）実施報告書」（様式2）を協会に提出する。

(6) 公演団体は、公演終了後すみやかに協会及び地元主催者に請求書を提出する。

(7) 協会は、8(5)により提出された書類により事業の実施を確認した後、前項の請求書に基づき、8(2)で決定した出演料の支出予定金額を上限としてすみやかに公演団体に支払う。ただし、天災地変、暴動、争議行為、疫病その他不可抗力により、公演の履行に不能が生じた場合を除く。

(8) 協会は、前項により公演の履行に不能が生じ、公演団体から地元主催者に対し支払った経費等の請求行為があった場合においては、県に対し個別協議を行うものとする。

(9) 地元主催者は、8(6)により提出された請求書に基づき出演料等をすみやかに当該公演団体に支払う。

## 9 その他

この要綱に定めのない事項は、別に定める細則による。

# 令和2年度県民芸術劇場 (一般公演) 実施細則

## 1 趣旨

この細則は、令和2年度県民芸術劇場(一般公演)実施要綱(以下「要綱」という。)9の規定に基づき県民芸術劇場(一般公演)の実施に関して必要な事項を定める。

## 2 入場料

(1) 要綱5(7)の入場料の金額は、地元主催者が設定するものとするが、次の算式で算出された金額を上限とするものとする。ただし、算出された金額が県民芸術劇場基準入場料(別表1)の額を超える場合は、県民芸術劇場基準入場料の額を上限とする。

$$\text{総事業費} \div (\text{収容人員} \times 0.7) \times 1/2$$

(2) 客席の位置によって入場料に格差をつけることは、地元主催者に一任する。

(3) 親子による鑑賞の機会を提供するため、親子ペア券(親1人子供1人)、家族券(親2人子供2人)の発券に努めるものとする。この場合の料金の上限は次のとおりとする。

親子ペア券 5,000円(消費税込)

家族券 10,000円(消費税込)

(4) 入場料にかかる消費税は内税扱いとする。

(5) 無料公演または上限を超える入場料金を設定するときは、協会と協議するものとする。

## 3 経費

(1) 要綱7(1)にいう出演料とは、別表2に定めるとおりとする。

(2) 要綱7(2)にいうその他の公演経費とは、会場費、設営費、宣伝費、印刷費、記録費等をいう。

## 4 その他

この細則に定めのない事項については、県、協会及び地元主催者の協議により決定する。

(様式1)

令和 第 年 月 日

公益財団法人 兵庫県芸術文化協会理事長 様

地元主催者  
所在地 〒  
代表者職・氏名  
電話 ( ) 印

令和2年度県民芸術劇場(一般公演)実施申請書

みだしのことについて、下記により事業を実施したいので申請します。

記

1 事業目的

2 共催者

3 後援

4 協賛

5 実施予定日時 令和 年 月 日 ( ) : ~ :

6 会場

- (1) 会場名
- (2) 所在地 〒
- (3) 電話 ( ) -
- (4) 会場座席数 (オケピット使用の場合は、その席数を除いた数)

7 公演団体

- (1) 名称
- (2) 種目
- (3) 演目
- (4) 内容

8 収支予算書 別紙とおりに (出演料の見積書の写しを添付)

9 連絡先

- (1) 所在地 〒
- (2) 担当課
- (3) 担当者名
- (4) 電話 ( ) -
- (5) F A X 番号 ( ) -
- (6) E-mail

- 注) 1 会場座席数、舞台客席の図、使用料等の状況を示す資料を添付  
2 申請をする地元主催者が地方公共団体でない場合は、寄付行為又は団体規約、役員名簿等を添付  
3 申請事業の執行が困難になった場合は、すみやかに(公財)兵庫県芸術文化協会と協議してください。

(様式2)

第 号  
令和 年 月 日

公益財団法人 兵庫県芸術文化協会理事長 様

地元主催者  
所在地 〒  
代表者職・氏名

印

令和2年度県民芸術劇場（一般公演）実施報告書

みだしのことについて、下記のとおり実施したので報告します。

記

- 1 実施日時 年 月 日 ( ) ~
- 2 会場
- 3 公演団体
- 4 観客数 人
- 5 収支決算書 別紙のとおり

注) 原則として公演終了後2週間以内に、次の資料を全て添付のうえ提出してください。

- ①公演の記録写真 ②チラシ ③当日プログラム ④アンケート集計結果

(別表1)

県民芸術劇場基準入場料

種 目	入 場 料
オ ペ ラ	3, 5 0 0 円
バ レ エ	3, 5 0 0 円
モダンダンス	2, 8 0 0 円
ミュージカル	3, 4 0 0 円
オーケストラ	3, 3 0 0 円
新 劇	2, 8 0 0 円
邦楽・邦舞	3, 3 0 0 円
能・狂言	3, 0 0 0 円
人形浄瑠璃	2, 7 0 0 円

(別表2)

■ 出演料の対象経費

項目	細目	内容
出演・音楽 ・文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優等出演料
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料、 <u>調律料</u> (注)等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、デザイン料、プラン料、振付助手料、舞台助手料、台本料、訳詞料、著作権使用料等
舞台費	舞台費	大道具料、小道具料、衣装費、かつら費、履物費、 <u>照明機材費、音響機器費、舞台技術人件費</u> (注)等
旅費、運搬費 ・通信費	旅費	交通費(団体所在地⇄会場)、宿泊費
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費等
	通信費	通信連絡費等

■ 出演料の対象外経費

- 飲食費
- 公演団体運営のための経常的経費
- 航空・列車運賃の特別料金(ビジネスクラス以上料金・グリーン料金)

(注) \_\_\_\_\_ については、会館等の機材・スタッフで対応不可能な場合に限りです。

(別紙)

## 県民芸術劇場（一般公演）収支予算書

〔収入〕

項 目	金 額	摘 要
地元主催者負担金	円	
(公財) 兵庫県芸術文化協会負担金	円	出演料(※)×1/2 (円未満切り捨て) (上限100万円に公演時の消費税率に応じた消費税額を加えた額)
その他の負担金	円	(負担者名と負担者ごとの負担金額)
入場料収入	円	円× 人 円× 人 円× 人 円× 人 円× 人 (収容人員の70%の入場があると仮定して算出)
プログラム売上収入	円	円× 部
その他 (広告料収入等)	円	
合計	円	

〔支出〕

項 目	金 額	摘 要	
出演料 (※)	円	別紙見積書のとおり	
そ の 他 の 公 演 経 費	会場費	円	(会場費) 円 (付属設備費等) 円
	設営費	円	会場設営費 円
	宣伝費	円	(広告宣伝費) 円 (立看板費等) 円 (チケット販売手数料) 円
	印刷費	円	(チラシ) 枚 円 (入場券) 枚 円 (プログラム) 枚 円 (ポスター) 枚 円
	記録費	円	録画費、録音費、写真費等
	その他諸雑費	円	
合計	円		

注) 消費税は各項目で計算のうえ算入すること。



(別紙)

## 県民芸術劇場（一般公演）収支決算書

〔収入〕

項 目	金 額	摘 要
地元主催者負担金	円	
(公財)兵庫県芸術文化協会負担金	円	
その他の負担金	円	(負担者名と負担者ごとの負担金額)
入場料収入	円	円× 人 円× 人 円× 人 円× 人 円× 人
プログラム売上収入	円	円× 部
その他 (広告料収入等)	円	
合計	円	

〔支出〕

項 目	金 額	摘 要	
出演料	円		
そ の 他 の 公 演 経 費	会場費	円	(会場費) 円 (付属設備費等) 円
	設営費	円	会場設営費 円
	宣伝費	円	(広告宣伝費) 円 (立看板費等) 円 (チケット販売手数料) 円
	印刷費	円	(チラシ) 枚 円 (入場券) 枚 円 (プログラム) 枚 円 (ポスター) 枚 円
	記録費	円	録画費、録音費、写真費等
	その他諸雑費	円	
合計	円		

注) 消費税は各項目で計算のうえ算入すること。

## 県民芸術劇場（一般公演）入場料に係る理由書の提出について

令和2年度県民芸術劇場実施細則2（1）に規定する上限を超える入場料（当日料金、前売料金、その他特別料金を含む。）を設定される場合、あるいは無料公演とされる場合は、実施申請書提出時に必ず別添の理由書を提出し、同細則2（5）のとおり当協会あてに協議してください。

なお、特に同細則（別表1）県民芸術劇場基準入場料に規定する金額を超える場合は、理由及び観客に及ぼす効果等、詳細を記載してください。

### 令和2年度県民芸術劇場実施細則(抄)

#### 2 入場料

- (1) 要綱5(7)の入場料の金額は、地元主催者が設定するものとするが、次の算式で算出された金額を上限とするものとする。ただし、算出された金額が県民芸術劇場基準入場料(別表1)の額を超える場合は、県民芸術劇場基準入場料の額を上限とする。

$$\text{総事業費} \div (\text{収容人員} \times 0.7) \times 1/2$$

- (5) 無料公演または上限を超える入場料金を設定するときは、協会と協議するものとする。

別表1 基準入場料

種 目	入 場 料
オ ペ ラ	3,500 円
バ レ エ	3,500 円
モダンダンス	2,800 円
ミュージカル	3,400 円
オーケストラ	3,300 円
新 劇	2,800 円
邦楽・邦舞	3,300 円
能・狂言	3,000 円
人形浄瑠璃	2,700 円

# 理 由 書

公 演 名	
公演日時	令和 年 月 日 ( ) : ~ :
<p>1 入場料を無料あるいは上限を超える入場料を設定する理由</p> <p>2 鑑賞する際の手続（入場料無料の場合）</p> <p>(1) 事前申込・入場整理券等の要否</p> <p>(2) 申込方法</p> <p>(3) 定員・締切</p> <p>(4) その他</p>	

地元主催者名 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_